

◎行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(平成一五年五月三〇日法律第六一号)

一、提案理由 (平成一五年四月八日・衆議院個人情報の保護に関する特別委員会)

○片山国務大臣 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案、情報公開・個人情報保護審査会設置法案及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

これら四法案は、第百五十四回国会に提出され、第百五十五回国会において審議未了のまま廃案となった経緯がありますが、行政機関の職員等に対して罰則を設けることを内容とした与党三党修正要綱に沿って修正し、再度提出することとしたものであります。

次に、各法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

最後に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示または訂正等について独自の手続が定められている文書に記録されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

以上が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案等四法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院個人情報の保護に関する特別委員長報告 (平成一五年五月六日)

○村井仁君 ただいま議題となりました各法律案につきまして、個人情報の保護に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

引き続きまして、内閣提出の五法律案の概要について申し上げます。

…………… (略) ……………

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴い、関係法律の規定の整備等を行おうとするものであります。

以上の各案は、去る四月八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

本委員会におきましては、同日細田国務大臣及び片山総務大臣並びに提出者細野豪志君から提案理由の説明を聴取し、同月十四日から一括して質疑に入り、連日、熱心に質疑を行いました。二十一日には参考人から意見を聴取し、二十五日には小泉内閣総理大臣に対する質疑を行う等、広範多岐にわたる論議を行い、慎重に審査を重ね、同日質疑

を終了いたしました。

質疑終了後、枝野幸男君外八名提出の個人情報の保護に関する法律案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案につきまして、国会法の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしました。引き続き、討論を行い、採決いたしましたところ、まず、枝野幸男君外八名提出の四法律案はいずれも賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次いで、内閣提出の五法律案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院個人情報の保護に関する特別委員長報告（平成一五年五月二三日）

○尾辻秀久君　ただいま議題となりました五法律案につきまして、個人情報の保護に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、登記簿、特許原簿等、開示又は訂正等について独自の手続が定められている文書に記録されている保有個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案第四章の規定の適用を除外する等、関係法律の規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、以上五法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣、細田国務大臣、片山総務大臣等に対する質疑を行い、また、石破防衛庁長官の出席を求めて防衛庁に対する集中的審議を行い、さらに、警察行政をめぐる件について谷垣国家公安委員会委員長に対して集中的審議を行ったほか、六名の参考人から意見を聴取するなど、八日間にわたり慎重かつ精力的な審査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、個人情報取扱事業者の範囲、主務大臣の関与の在り方と第三者機関設置の必要性、金融・医療・情報通信分野等における個別法整備の必要性、住民基本台帳法に定める四情報の原則公開の見直し、自衛官募集業務に対する自治体の情報提供の在り方、警察作成とされる個人情報の外部流出問題、個人情報の取扱いに関する苦情処理の窓口機関の整備など多岐にわたっておりますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

一昨日、質疑を終局しましたところ、民主党・新緑風会、日本共産党、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）及び社会民主党・護憲連合を代表して内藤正光委員より五法律案のそれぞれに対し修正案が提出されました。

個人情報の保護に関する法律案に対する修正案及び情報公開・個人情報保護審査会設置法案に対する修正案は予算を伴うものであるため、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣から意見を聴取しましたところ、内閣としては両修正案に反対である旨の意見が述べられました。

次いで、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して藤原正司委員より、原案に反対、修正案に賛成、自由民主党・保守新党及び公明党を代表して山本保委員より、原案に賛成、修正案に反対、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より、原案に反対、修正案に賛成、国会改革連絡会（自由党・無所属の会）を代表して森ゆうこ委員より、原案に反対、修正案に賛成、社会民主党・護憲連合を代表して福島瑞穂委員より、原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、内藤正光君提出の修正案はいずれも賛成少数により否決され、五法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。